

土地・建物・車両等使用承諾書

下記の物件（車両等）を一般廃棄物処理業の用に使用することを承諾します。

土地： (m²)

建物： (m²)

車両等： 車種

車両番号

年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____

貸主 住所 _____

氏名 _____

事務所平面図

事務所所在地			
土地所有者	住所		氏名
建物所有者	住所		氏名

備考) 1 事務所内の状況がわかる図面であること。

2 申請者に所有権等がない場合は、契約書の写しを添付すること。

事務所見取図



備考) 事務所付近の状況がわかる図面であること (ゼンリン地図の写しを貼付することでも可)。

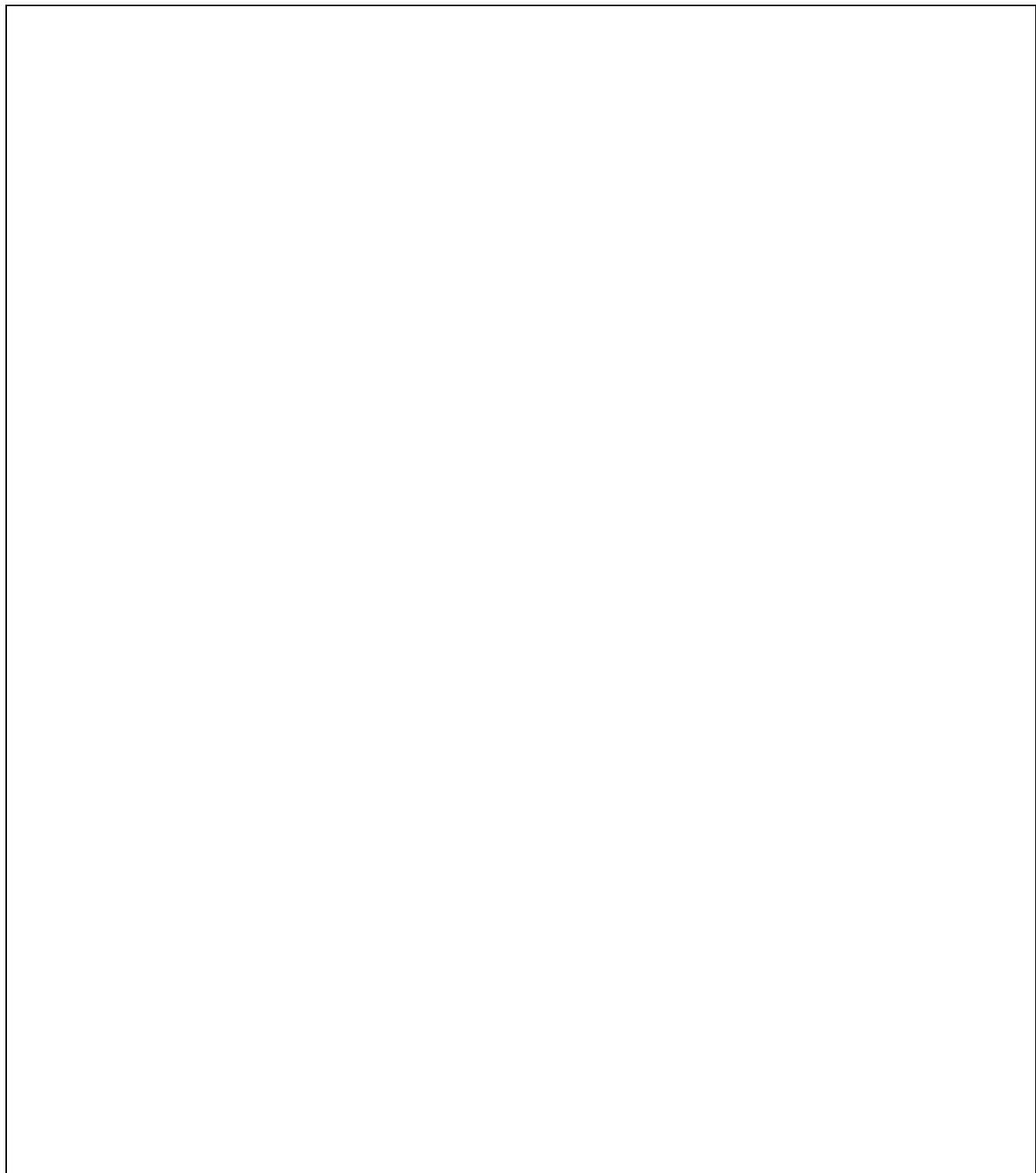
事 業 場 平 面 図

事務所所在地			
土地所有者	住 所		氏 名
建物所有者	住 所		氏 名

備考) 1 事業場の広さ（寸法等）及び車両の駐車位置がわかる図面であること。

2 申請者に証有権等がない場合は、契約書等の写しを添付すること。

事業場見取図



備考) 事業場付近の状況がわかる図面であること (ゼンリン地図の写しを貼付することでも可。)

従業員数

職 員	運 転 手	作 業 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人

備考) 同一人物が複数の職種を兼ねる場合は、その他に計上すること。

事業の用に供する施設（収集運搬車両）

備考) 1 施設の登録証（車検証）の写しを添付すること。

2 申請者に所有権等がない場合は、契約書等を添付すること。

車両の写真()

登録番号		最大積載量	
------	--	-------	--

斜め前方からナンバープレートが確認できるように写した写真を、剥がれないように貼り付けること。

※新規申請にあっては、許可決定後に許可番号の表示を両側面に行い、その表示が確認できるよう写した写真を再提出すること。
例：“雲仙市一廃許可第〇〇号”

斜め後方からナンバープレートが確認できるように写した写真を、

剥がれないように貼り付けること。

ダンプできない車両の場合は、安全帯の装備を確認できる写真を添付すること。

備考) 1 自動車検査証の写しを添付すること。

2 申請者に所有権等がない場合は、契約書等の写しを添付すること。

事 業 計 画 書 (参考)

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては名称、代表者の氏名)
〒	ふりがな
TEL	
事業概要	
例: 雲仙市内の事業所から発生する一般廃棄物 (可燃性、不燃性、資源物) を収集し、雲仙市指定又は各処分施設に運搬する。	
事業計画	
例: 可燃物	
収集箇所	箇所 別紙収集事業所一覧のとおり
1日の収集量	kg
1日の収集時間	何時から何時まで
搬入処理施設	
不燃物	
収集箇所	箇所 別紙収集事業所一覧のとおり
1日の収集量	kg
1日の収集時間	何時から何時まで
搬入処理施設	
資源物	
収集箇所	箇所 別紙収集事業所一覧のとおり
1日の収集量	kg
1日の収集時間	何時から何時まで
搬入処理施設	

收集事業所一覽 (雲仙市内)

(参考)

欠格条項に該当しない旨の申告書

年 月 日

雲仙市長 様

申告者 住 所
氏 名 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する各項目のいずれにも該当しないことを申告します。

- 〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号〕
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せされ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注①）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下の号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む、以下の号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
 - ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下の号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5項に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集も若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは法令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める（注②）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者であるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注②）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注① ハの項目中、政令で定めるもの（令第4条の6）とは次のとおり。

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 振動規制法
- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策防止特別措置法

注② ヘ、リ及びヌの項目中、政令で定める使用人（令第4条の7）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- イ 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ロ イに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの